

令和2年度 第6回 谷浜・桑取区地域協議会
次 第

日時：令和2年12月4日（金）午後6時30分～
会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・上越地区における広域最終処分場の整備に向けた候補地検討委員会の進捗状況等について
- ・地域協議会会長会議について

【協議事項】

- ・自主的審議事項について

4 その他

5 閉 会

令和2年12月4日（金）

上越地区における広域最終処分場の整備に向けた 候補地検討委員会の進捗状況等について

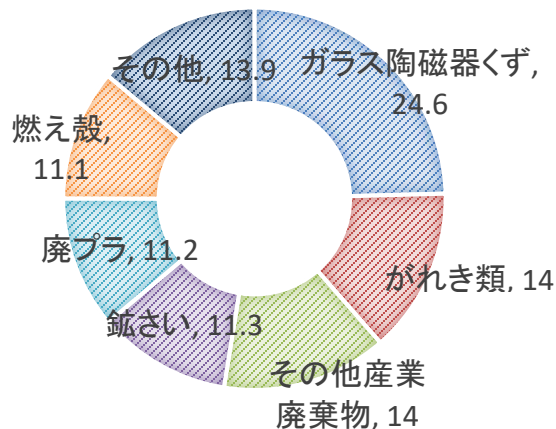
（谷浜・桑取区地域協議会説明資料）



産業廃棄物は事業活動に伴い発生しています

- 産業廃棄物は建設現場、製造工場、農業など様々な場所から発生します
- 排出された廃棄物は、破碎や焼却など処理されてリサイクルされるものがほとんどですが、どうしても最終処分しなければならないものがあります

種類別最終処分量
年間最終処分量
16万6千トン

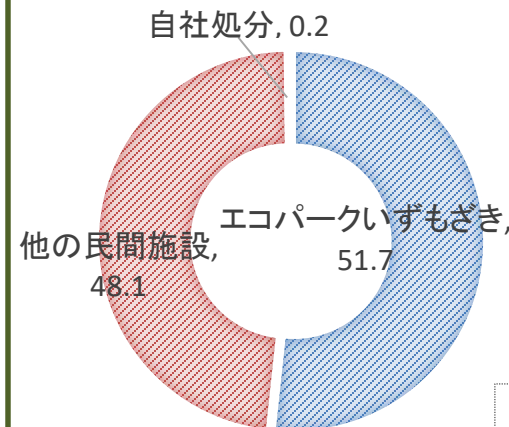


- 県内に産業廃棄物最終処分場がないと、処理費用が高額になり県内産業の競争力低下につながります

最終処分場は県内の産業を下支えする大切な施設です

- 産業廃棄物の処理は排出事業者の責任とされていますが、民間の整備が進んでいません
- 安定的な処分容量の確保のために、県は上中下越に公共関与による広域最終処分場の整備が図られるよう取組を進めています

- 現在、県内の産業廃棄物の大半が「エコパークいずもざき」で処分されています



エコパークいずもざき

上越市の一般廃棄物、震災や豪雨に伴う災害廃棄物も受け入れています

候補地検討委員会における選定作業の経緯

第1次選定

【1次選定項目】

1. 処分場の立地が困難と考えられる場所（立地回避区域）を除外

- ・ 国定公園
- ・ 自然環境保全地域
- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 活断層付近
- ・ 浸水想定区域
- ・ 水道水源保護地域から1km以内の場所など 計13項目

2. 立地回避区域以外の場所から処分場の立地が可能と考えられる場所を選定

- ① 約10ha以上の敷地が確保できる
※ 住宅や事業所、一団の農地、トンネル等がある場所は除く
- ② 沢地形や平地が含まれる
- ③ 既存道路から2km以内の場所

46か所を選定

第2次選定

【2次選定項目】

①環境条件

- ・ 希少動植物
- ・ 上越市レッドデータブックの重要な地域
- ・ 民家等からの距離

②地形・道路等条件

- ・ 地形の状況
- ・ 積雪の状況
- ・ 運搬効率

③法的規制等の手続

- ・ 立地回避区域
- ・ 農用地区域
- ・ その他の規制区域

20か所を選定

【公募】

①応募要件

- ・ 上越市内の土地であること
- ・ 概ね5ha以上の面積を確保できる見込みであること

②応募できる方

- ・ 応募地の全部又は一部を所有している方
- ・ 応募地の所在する町内会の長

旧上越市から2件

第3次選定

【3次選定項目】

①環境条件

- ・ 下流域の利水状況
- ・ 生活環境への影響
- ・ 自然環境への影響
- ・ 沿道への影響

②建設条件

- ・ 法規制による指定状況等
- ・ 地形の状況
- ・ 用水・電力の確保
- ・ 土地所有者の状況

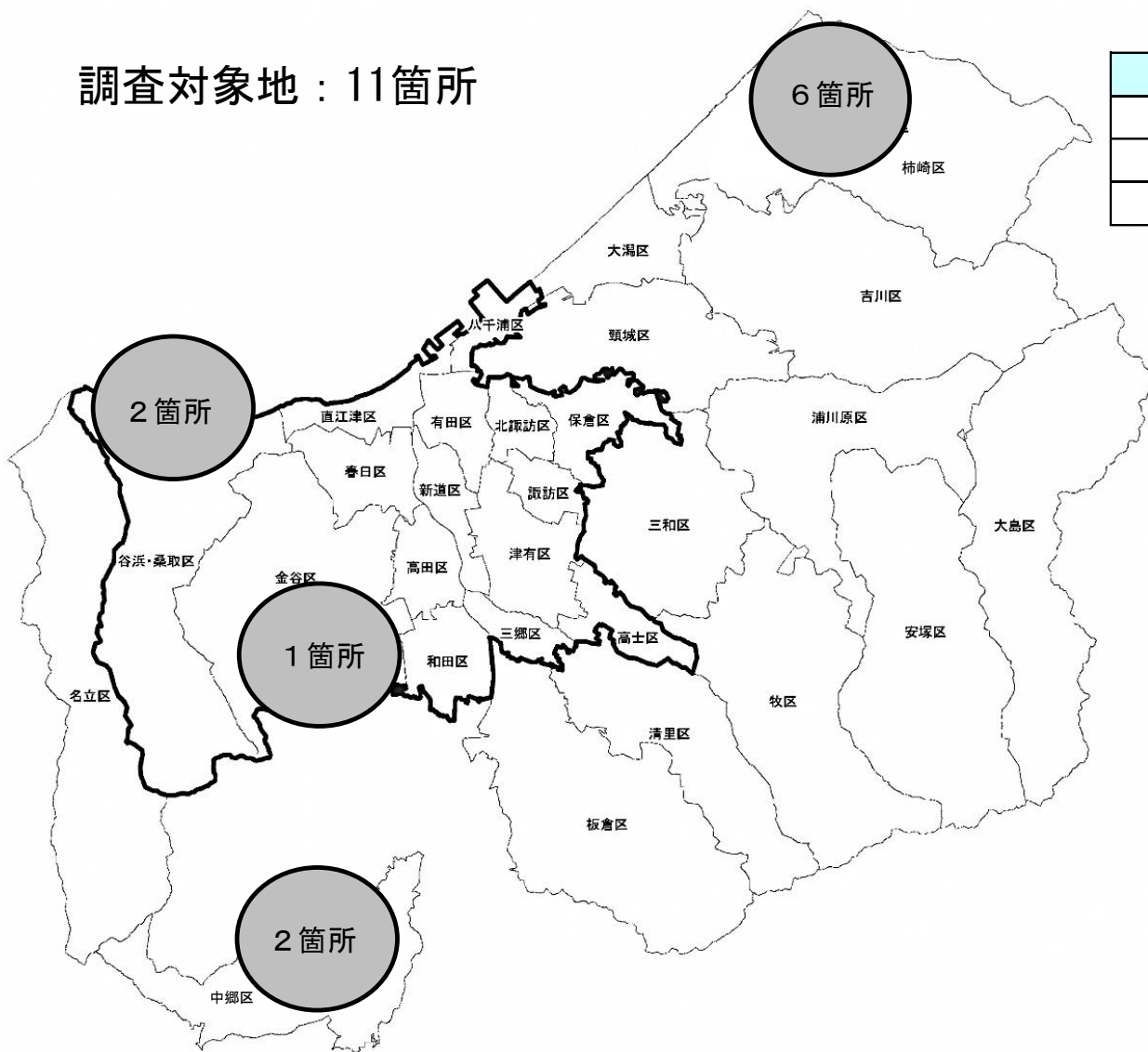
③運搬条件

- ・ 運搬効率
- ・ 搬入道路の整備
- ・ 積雪の状況

11か所を選定

3次選定結果

調査対象地：11箇所



自治区名	調査対象地の数
旧上越市	3
柿崎区	6
中郷区	2

※ 合併前の上越市を、「旧上越市」と表記。

< 3次選定項目 >

- 環境条件
 - 下流域の利水状況
 - 生活環境への影響
 - 自然環境への影響
 - 沿道への影響
- 建設条件
 - 法規制による指定状況等
 - 地形の状況
 - 用水・電力の確保
 - 土地所有者の状況
- 運搬条件
 - 運搬効率
 - 搬入道路の整備
 - 積雪の状況

整備候補地選定に向けた今後の予定

候補地検討委員会 第4次選定

【4次選定項目】

1. 現地状況（現地調査）

- ・土地利用の状況
- ・道路の状況
- ・地形・地質の状況
- ・植生の状況
- ・その他

2. 3次選定までの項目の再評価

- ① 環境条件
- ② 建設条件
- ③ 運搬条件

3. 概略設計計画案

4. 概算事業費案

3～5か所を選定

※具体的な候補地の場所はこの段階で公表予定

令和3年2月頃開催予定



最終候補地の選定

➤ 選定された候補地への地元説明

➤ エコパークいずもざきの見学会



県が建設予定地を決定

令和3年度以降

地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)
午後2時から

と ころ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

4 意見交換

- * 3グループに分かれての意見交換
- * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について … 資料1

6 閉会

令和3年度地域活動支援事業について（案）

※令和3年度の地域活動支援事業の概要は、令和2年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和3年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査 2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い 3 今後の主なスケジュール	4 事業の概要 (1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。